## 三 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)

に対応するものを掲げていないものは、これを加える。 記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれ 次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、 その標

御中事務所名	会計監査報告書 年月日保険相互会社	当 [49] 別紙様式第1号(第27条の2関係) (日本産業規格A4)	とと言	5 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容	$[1 \sim 4$ 略 $]$	(記載上の注意)	公認会計士 氏 名	事務所名	<b>一</b>	保険株式会社	会 計 監 査 報 告 書 年 月 日	別紙様式第1号(第17条の7関係) (日本産業規格A4)	改 正 後
御中事務所名	会 計 監 査 報 告 書 年 月 日保険相互会社	≟ 「四年」 別紙様式第1号(第27条の2関係) (日本産業規格A4)		[加える。]	[1~4 同左]	(記載上の注意)	公認会計士 氏 名	事務所名	<b>一</b>	保険株式会社	会計監查報告書 年 月 日	別紙様式第1号(第17条の7関係) (日本産業規格A4)	改正前

## 公認会計士 H 名

(記載上の注意)

[1~4 略]

告すべき事項があるときはその内容を記載すること。 との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報 と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容

別紙様式第1号の5(第17条の7関係)

(日本産業規格A4)

=## 赗 査 攃 业

伙

少額短期保険株式会社

併

耳

Ш

事務所名

公認会計士 Ħ

殆

(記載上の注意)

[1~4 點]

告すべき事項があるときはその内容を記載すること。 との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報 と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係)

狱 =||| 霘 查 撥 매

併

田

Ш

少額短期保険相互会社

少額短期保險相互会社

(日本産業規格A4)

(記載上の注意)

公認会計士

K

[1~4 同左]

[加える。]

57 [同左]

別紙様式第1号の5 (第17条の7関係)

钬

1111 霘 查 報 丱 1 [日本産業規格A4]

年

耳

Ш

少額短期保険株式会社

事務所名

公認会計士 Ħ ₩

(記載上の注意)

[1~4 同左]

[加える。]

 $\mathfrak{O}$ [同左]

別紙様式第1号の5 (第27条の2関係)

[日本産業規格A4]

查 報 甲

似

1111

飁

併 耳 Ш

備考										
表中の [ ]の記載は注記である。	6 [略]	告すべき事項があるときはその内容を記載すること。	との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報	と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識	5 2の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容	[1~4 略]	(記載上の注意)	公認会計士 氏 名	事務所名	<b>卓</b> 王
	5 [同左]				[加える。]	[1~4 同左]	(記載上の注意)			
								公認会計士	事務所	鱼王